



軽自動車税の納期限が変更

4月30日から5月31日へ

町では、適正な課税を推進することを目的に、軽自動車税の納期を従来の「4月11日から4月30日」を「5月1日から5月31日」に変更します。期限内の納付にご協力をお願いします。

◇納税通知書の発送時期は4月末

納期変更に伴い、これまで4月上旬に発送していた納付書を4月末に発送します。納付書が届かない場合は、ご連絡ください。

◇5月に軽自動車の車検を受けるかた

車検に必要な平成30年度の納税証明書の有効期限が「平成31年4月30日」と記載されていますが、鹿児島県軽自動車協会では有効期限を「平成31年5月31日」と読み替えることとなりますので、そのまま証明書を利用してください。

◎問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係 ☎(86) 1172 「直通」

軽自動車税は、4月1日現在に登録されている軽自動車などに対して課税されます。

転出や名義変更、廃車などの手続きは早めに済ませてください。

車両の種類	手続きの場所など
○原動機付自転車 (125CC以下のバイク)	役場税務課 軽自動車税係
○小型特殊自動車	
○ミニカー	
○軽自動車(四輪)	購入先業者または
○軽自動車(二輪) (125CC越え250CC以下)	点検整備を受ける 整備工場など
○小型二輪(250CC越え)	

マンダリンセンター展示園 の指定管理者募集

町では、日本マンダリンセンター展示園(みかん園)の現在の指定管理期間が平成31年3月末日をもって満了することから、改めて園の維持管理ができる事業者などを次のとおり募集します。

町は、世界的に極めて貴重な資源である温州ミカン発祥の地であり、島ミカンの古木が数多く残存する自然環境、歴史および町民との関わりなどに関する資料を整理、展示し、ミカン産業の振興、町民の文化活動および学術研究に寄与するため、日本マンダリンセンターを設置しています。

同センターの展示園は数百種のかんきつ類を栽培し、栽培管理や新技術の導入などの研究に努めることを目的としています。

○施設の概要

- ①施設の名称 日本マンダリンセンター展示園
- ②所在地 鷹巣378番地4ほか
- ③施設などの内容

- ・ 展示園 15376平方メートル(総面積)
- ・ 主な栽培作物 ミカン
- ・ 資材保管庫 1棟(162平方メートル)
- ・ ガラスハウス 1棟(404・25平方メートル)
- ・ ビニールハウス 1300平方メートル
- ・ スピードスプレイヤ 1台

- ④開設年月日 平成5年10月29日

○業務内容

日本マンダリンセンター展示ほ場の維持管理に関する業務。(ほ場内の下草払い、枝木の剪定および消毒作業など)

○応募資格

一定の要件を満たす法人およびその他の団体

○応募書類

指定管理者の指定申請書、法人または団体に関する書類、管理運営の計画書、管理に係る収支計画書など

- 応募締切 3月29日(金)
- 提出方法 持参または郵送

- 提出方法 持参または郵送

◎提出・問い合わせ先

役場農林課管理係 ☎(88) 5670 「直通」